

**戸越公園駅北地区第一種市街地再開発事業
特定業務代行者公募のお知らせ**

令和7年11月17日

■業務範囲

設計業務・工事監理業務、施設建築物等の工事施工業務等、未処分保留床の処分責任、事業推進のための支援・協力業務、事業資金の立替・斡旋業務

■特定業務代行者の構成

代表企業…単体での応募の場合は、その企業が代表企業となります

構 成 員…特定業務代行者を構成する企業をいい、共同企業体の場合、自ら特定業務代行業務を行う者を指します

■主な応募資格

- ①国土交通省経営事項審査の建築一式の総合評点が1800点以上であること。
- ②建築士法(昭和25年法律第202号。)に基づく一級建築士事務所の登録を行っているもの。
- ③過去10年間で、市街地再開発事業において、延べ面積30,000㎡以上かつ高さ100m以上の住宅を主要用途(延べ床面積の過半)とする複合用途建築物の実施設計、工事監理および施工実績(竣工引渡済)があること。
- ④過去10年間で、鉄道軌道(高架、地平、地下)に近接する施工実績(竣工引渡済)があること。
- ⑤2015年1月1日以降、債務免除を受けないなど経営状態が良好であること。
- ⑥市街地再開発事業において、過去10年間(2015年以降に竣工したもの)に、特定業務代行者として実績を有していること。
- ⑦再開発プランナー登録者10人以上を有すること。
 - ・代表企業は①～⑦すべての資格を満たす必要があります。
 - ・構成員は⑤～⑦の資格を満たす必要があります。

■募集要項の配布(概要)

日 時: 令和7年11月17日(月)～令和7年11月21日(金)

入手方法: 募集要項をご希望の方は、11月21日(金)12:00までに下記選定事務局のEメールアドレスでお申し込み下さい。郵送いたします。

※詳細は募集要項にて確認ください。

※主な応募資格のうち、①②⑥の条件を満たす企業の方に募集要項を配布いたします。詳しくはお問い合わせください。

(一財)都市みらい推進機構
東京都文京区関口1-23-6 プラザ江戸川橋ビル201号
TEL: 03-5261-5625
担当: 企画調整部 安藤
Eメール andou@toshimirai.jp